



《全日本中学校長会》 平成27年5月19日（火）

第1回理事会 会長挨拶

会長 松岡敬明

1 はじめに

平成27年度が明け、2ヶ月近くが経過しました。全国の理事の皆様におかれましては、各都道府県の総会が終わり、今年度の校長会の順調なスタートが切れたことと拝察いたします。これから来年の3月まで、皆様には全日本中学校長会の理事としての業務に携わっていただくこととなります。会則においては、第6条「役員」の第3項に、理事は各都道府県1名、ただし北海道に限り3名とすることができるとあり、第10条「役員の任務」の第3項に「理事は会務を執行し、兼ねて各都道府県校長会との連絡の任に当たる。」とあります。また、第14条「理事会」の項においては、「理事会は、会長・副会長・理事及び部長をもって構成し、総会に次ぐ審議機関である。」と規定されています。理事の業務、そして理事会の役割をご理解いただき、本会の目的であります「全国各都道府県中学校長会相互が緊密な協調を保ち、中学校教育の振興を図り、国家社会の発展に寄与する」ことの達成に向けて、お力添えいただければと存じます。日々の学校経営、また各都道府県の校長会のトップとしてのお仕事も多々ございましょうが、ぜひ、この1年間よろしく願いいたします。

この理事会は、年間4回開催いたします。第1回は総会が、第2回は役員研修会が、第3回は研究協議会いわゆる全国大会がそれぞれ日程の中に組み入れられ、並行して開催されます。第4回だけは理事会のみとなります。各回とも協議事項終了後、各ブロック単位で、様々な教育課題についての情報交換を行う時間を設定しています。情報交換のテーマにつきましては、一つは全日中教育ビジョンの提言に関わるもの、もう一つは今日的な教育課題を設定しています。いずれのテーマも昨年度の理事会において承認を得たものです。各部長も情報交換会に参加させていただきますのでよろしくお願いいたします。この情報交換で得た各地区の現状や取組、そして課題や成果を、ぜひお持ち帰りいただき、各都道府県校長会の活動にお役立ていただければと存じます。本日も理事会後半に予定されておりますのでよろしくご協力の程お願いいたします。

2 全日中教育ビジョンの改訂について

昨年度、改訂から2年目を迎えている全日中教育ビジョンにおける10の提言について、総務部がその進捗状況調査を実施し、その結果をまとめました。10の提言は、全日中が今後3年以内をめどに取り組むべき具体的目標を明らかにしたものです。平成21年に策定された全日中教育ビジョンは、3年後の平成24年に改訂を行い、平成25年3月に全国の中学校長へお届けしました。今年度は、それから3年が経過し、内容の見直しを図る時期を迎えています。昨年度の調査結果からは、それぞれの下位項目について、何点か課題が見られました。特に気になったのは、「学習環境の向上に向け、全国の校長会が連携した活動」の推進状況がよろしくない点でした。また推進状況が高いものとして、「一人一人の意欲を引き出す授業の創造」、「達成感・自己有用感を味わわせる目的を明確にした体験学習の推進」、「個人情報保護のための校内体制」、「部活動における全校協力体制の確立」、「学校評価の実施」などがあります。今後、理事の皆様からもご意見を頂きながら改訂作業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

3 東日本大震災支援委員会の継続設置について

本会会則第19条「専門委員会」においては、「会長が必要と認めた場合には、専門委員会を置くことできる」と規定されています。また、同第2項には、「委員は会長が委嘱する。」とあります。この会則に則り、4月20日に開催した第1回全体幹事会の折、各部長・副部長・幹事の皆様にそれぞれの業務を委嘱するとともに、東日本大震災支援委員も併せて委嘱しました。委員長には、中村豊総務部副部長にお願いしましたので、ご承知おきください。また、この専門委員会につきましては、会則運営諸規則において、「設置期間は3年を限度に会長が定める。」とあります。実質的には、同委員会の設置を継続すること決定したのは、昨年度ということになりますが、今回の第1回理事会に当たり、改めて継続設置をしていく旨、ご理解いただきたいと存じます。活動内容等については、別途、支援委員会から報告がございます。

4 中央教育審議会関連事項

昨年の11月に、下村文科大臣から、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問がありました。中央教育審議会総会を経て、11月27日には初等中等教育分科会が開催され、当諮問についての審議が始まりました。次期学習指導要領改訂に向けての重要な審議になります。

すでに報道発表にもありますが、今回の諮問には3つの大きな柱があります。

第1には、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方についてです。ここでは、アクティブ・ラーニングの具体的な在り方について検討することが求められています。

第2には、育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直しについてです。ここでは、グローバル化へ対応するための英語教育の充実、幼児教育と小学校教育の円滑な接続、2020年の東京五輪を契機にした体育・健康に関する指導の充実、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の推進、小中一貫教育制度化の趣旨を踏まえた教育課程の接続の改善等々、多岐に渡っています。

第3には、学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善を支援する方策についてです。ここでは各学校における教育課程の編成・実施・評価・改善の一連のカリキュラム・マネジメント、そして、アクティブ・ラーニングなどの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した教材や評価手法の在り方についての検討が求められています。

28年度中に答申予定とのことで、今年の3月31日に第1回の初等中等教育分科会が開催され、4月に入り、16日と28日に教員養成部会、20日には教育課程部会、そして21日には初等中等教育分科会がそれぞれ開催されました。またGWをはさみ、昨日の18日には、教員養成部会が開催され、急ピッチで審議が進んでいます。今回の学習指導要領の改訂は、我が国における戦後最大の教育改革になるのではないかと考えています。全日中として、ぜひ、中学校教育の一層の充実・振興のため、審議の流れを注視するとともに、必要に応じて明確な意見表明をしていくことが肝要と考えています。

5 政令指定都市の中学校長会について

昨年の11月13日・14日に、第71回大都市中学校長会連絡協議会広島大会が開催され、出席してまいりました。同連絡協議会の大会趣旨は、「大都市のもつ中学校教育にかかわる諸問題について、情報交換、研究協議を行い、その解決の方途を探りながら、各都市における中学校

教育の充実・発展を期する。」というものです。政令指定都市に東京都を加えた21都市の校長会が参加して、熱心な研究協議が行われていました。その際、会長会において、平成29年度からの税源移譲によって、県費負担教職員の給与を政令指定都市負担とすることに伴い、県と政令市の校長会の在り方や全日中との関係について、様々な意見交換が行われました。また、本件については、昨年12月1日に開催した全日中の臨時常任理事会及び本年2月19日に開催した全日中事務局長・事務長会においても、意見交換を行いました。全日本中学校長会が全国組織であるが故に、文部科学省はじめ各関係機関に対して、それなりの発言力を有するという点が、たいへん重要な要素であるということが共通認識でありました。したがって、今後とも、本会が全国の公立中学校長を会員とすることに変更はございません。政令指定都市のある道府県におかれましては、ぜひこのことについてご理解いただき、今後の円滑な校長会の運営を図っていただきたいと思います。

訃報

全日本中学校長会第13代会長・東京都中学校長会第13代会長の富田武忠様が、4月22日にご逝去されました。(享年94歳) ご本人の遺志により、ご親族のみで葬儀を行ったとのことです。ここに謹んで哀悼の意を表します。